

沖縄県社会的養育推進計画（素案）【概要】

令和元年11月20日 青少年・子ども家庭課

I 計画策定の経緯

- 1 平成28年6月の改正児童福祉法で、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」等が明記。
- 2 改正法の理念を具現化するため、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられる。
 - ①「家庭養育優先原則」を実現するための里親の増
 - ②質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関確保
 - ③里親等委託率の向上
 - ④養子縁組や特別養子縁組の推進
- 3 平成30年7月に国により示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、平成27年3月に策定した「沖縄県家庭的養護推進計画」に代わり、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定める「沖縄県社会的養育推進計画」を策定する。

Ⅱ 沖縄県社会的養育推進計画（素案）の概要

※下線は、今回の計画で追加された項目

1 沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ①計画策定趣旨・経緯 上記参照
- ②計画の期間計画 令和2～11年度の10年間（前期 R6まで、後期 R11まで）
- ③進捗評価と見直し 毎年度検証を行い、社会福祉審議会に報告、必要な場合は中間年に計画見直し

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

国の調査研究結果を踏まえ、社会福祉審議会での具体的な意見聴取方法等を検討

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県取組

子ども家庭総合支援拠点及び母子包括支援センターの全市町村での設置

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

本県の将来推計人口子ども人口に、代替養育の子ども割合（0.16%）を乗じ、代替養育が必要な子ども数を推計 H30 540人、R6 525人、R11 508人

5 里親等への委託の推進に向けた取組

| | |
|--------------|--|
| 里親等委託率（本計画案） | H30 34.7% 、R6 37.0%、R11 40.0% |
| 〃（現行計画） | H25 32.9% 、H31 30.5%、R6 32.0%、R11 34.4% |

（※太字は実績値）

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

民間あっせん機関と連携し、その取組・運営を支援して、養子縁組制度の更なる活用の促進を図る。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○施設養護を、できる限り家庭的な養育環境の形態や地域の社会的養護の拠点へと変えていくため、施設の実情を踏まえながら小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進に取り組む。

○児童家庭支援センターの増

8 一時保護改革に向けた取組

迅速なアセスメントのため、児童心理司を増員するなどの児童相談所の体制強化

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○社会的養護自立支援事業の充実（施設退所者等に対する自立に向けた支援
（ア）支援コーディネーターによる継続支援計画の作成 （イ）生活相談支援
（ウ）就労相談支援 （エ）居住に関する支援 （オ）生活費の支給

○自立援助ホームの設置、職業指導員の配置施設の増

10 児童相談所の強化等に向けた取組

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で示された基準に則った児童福司・児童心理司の増等